

# 令和6年度沼津市障がい者自立支援協議会 第1回全体会

日時：令和6年9月3日（火）午後2時00分から

場所：サンウェルぬまづ 2階大会議室

## 1 開会

（石井会長あいさつ）

## 2 議題

### (1) 沼津市障がい者自立支援協議会の開催状況について

#### ① 個別支援会議の開催状況について

「資料1-1」～「資料1-4」に基づき、事務局から説明。

#### ② 運営部会の開催状況について

「資料2」に基づき、事務局から説明。

（質疑）

Q 全国的にニュースになっている「ふわふわ」の件について、本市においてどのような対応をしているのか？

A 静岡県において相談窓口を開設するとの話があり、本市では障がい福祉課支援係の電話番号を掲載している。また現在、入居者等から「困っている」、「今すぐ移りたい」、「今後不安である」といった相談は受けていない。

#### ③ 専門部会の開催状況について

資料に基づき、各専門部会から説明。

「資料3-1」日中活動専門部会

「資料3-2」地域移行専門部会

「資料3-3」居宅生活専門部会

「資料3-4」療育・教育専門部会

「資料3-5」就労専門部会

「資料3-6」相談専門部会

### (2) 沼津市障がい者基幹相談支援センターの相談実施状況について

「資料4-1」～「資料4-2」に基づき、事務局から説明。

## 3 その他

「資料5-1」に基づき、障害者差別解消法の相談受付状況について、事務局から報告。

「資料5-2」に基づき、障害者優先調達推進法について、事務局から報告。

各施設に対し備蓄状況等の確認、携帯トイレ及び衛生品の備蓄をお願い。

委員より、医療観察法という法律がある。これは犯罪を犯した時に心神喪失状態、もしくは膠着状態の時には罪に問えない、または罪を軽くするという法律。

犯罪を犯した時点では心身喪失状態だった、本人も十分そのことに対して理解できなく、犯罪を犯してしまったということである。そういう方たちは、過去にいろいろな機関等を利用していただいている方が多いが、各機関での連携がされない。

ぜひこの制度が社会になじむよう、かつ何年か入院した後は、地域に戻し地域で生活していくことがこの制度の目的であるため、私を含めたここにいる皆さんと、より専門的に、かつ連携をしていくことが大事だと思う。さらに、心身喪失状態の人たちの支援ということにも少し視点を置いてほしいとの発言があった。

学識経験者より、今年度から令和 11 年度までの第 5 次沼津市障がい者計画がスタートしている。理念に掲げる「だれもが自分らしく お互いに思いやり とともに生きるまち ぬまづ」を基本に市民が一人一人の問題として捉え取り組んでいく必要がある。そのために本協議会において専門的な立場から潜在的なニーズを浮き彫りにし、共有していく必要があるとの発言があった。